MOBILUS

# 第15回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時**
2026年11月27日（金）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

**開催場所**
東京都港区高輪四丁目10番８号
京急第７ビル３階
ビジョンセンター品川 307会議室

**決議事項**
議　　案　取締役４名選任の件

■ ご来場について

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ お土産について

株主総会当日にご出席の株主様へのお土産は御用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

■ ライブ配信について

本総会より、ライブ配信は中止いたします。

モビルス株式会社
証券コード：4370

証券コード　4370
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日 2026年11月5日）

株　主　各　位

東京都品川区東五反田2丁目22番9号
住友不動産大崎ツインビル西館9階
モ　ビ　ル　ス　株　式　会　社
代表取締役社長　石　井　智　宏

# 第15回定時株主総会招集のご案内

拝啓　益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第15回定時株主総会招集のご案内」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://mobilus.co.jp/ir/meeting

また、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「モビルス」又は「コード」に当社証券コード「4370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに書面の到着又はインターネットにより議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1．日　　時　　2026年11月27日（金）午前10時00分（受付開始　午前９時30分）
2．場　　所　　東京都港区高輪四丁目10番８号 京急第７ビル３階
　　ビジョンセンター品川 307会議室
3．会議の目的事項
　報告事項
　　1．第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2．第15期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　議　　案　　取締役４名選任の件

以上

◎株主様へご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、ご送付の書面には記載しておりません。
・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書
・個別注記表
なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 書面郵送又はインターネットで議決権を行使される場合

### 書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限　2026年11月26日（木曜日）午後6時00分到着分まで**

### インターネット



次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

**行使期限　2026年11月26日（木曜日）午後6時00分まで**

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

**株主総会開催日時　2026年11月27日（金曜日）午前10時00分**

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法




議決権行使書副票(右側)

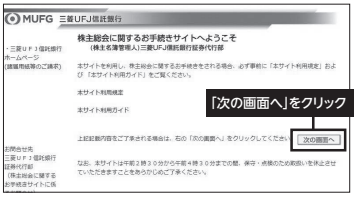
スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

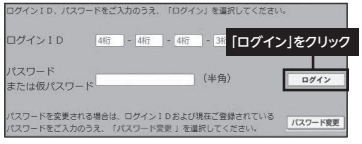
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

**議決権行使サイトのご利用方法**

① 議決権行使サイトにアクセスする




② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力




③ 以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

**ご注意事項**

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2026年11月26日(木曜日))の午後6時00分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

**システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)**

三菱UFJ信託銀行㈱ 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間:午前9時から午後9時まで

議案及び参考事項

議　　案　　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 石井 智宏（いしい ともひろ）<br>(1973年12月28日生)<br>[再任] | 1998年４月　ソニー㈱　入社<br>2009年８月　さわかみ投信㈱　執行役員　就任<br>2011年８月　クオンタムリープ㈱　エグゼクティブパートナー　就任<br>2014年12月　当社　代表取締役社長就任（現任）<br>2025年４月　vottia㈱　代表取締役社長就任（現任） | 189,748株 |
| | 選任理由 | 石井智宏氏は、当社の代表取締役に就任して以来、業容拡大に寄与しております。当社の経営に関して幅広くかつ深い知見と思いを有しており、今後も当社の企業価値向上に向けた貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | |
| 2 | 加藤 建嗣（かとう けんじ）<br>(1977年11月26日生)<br>[再任] | 2002年４月　大和証券SMBC㈱（現　大和証券㈱）　入社<br>2016年９月　帝エンタープライズジャパン㈱（現　ゼンフーズジャパン㈱）　取締役副社長就任<br>2018年５月　当社　CFO就任<br>2018年７月　当社　執行役員CFO就任<br>2018年11月　当社　取締役CFO就任（現任）<br>2025年４月　vottia㈱　監査役就任（現任） | 32,932株 |
| | 選任理由 | 加藤建嗣氏は、当社の持続的な成長と企業価値向上の推進及びコーポレート機能を中心としたグループガバナンスの更なる強化・推進を行い、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。 | |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 鈴木 猛司<br>(すずき たけし)<br>(1967年1月21日生)<br>[再任] | 1989年4月　ニチメン㈱(現 双日㈱)　入社<br>2000年4月　テクマトリックス㈱　入社<br>2009年6月　同社　執行役員CRMソリューション事業部長就任<br>2016年6月　同社　取締役執行役員CRMソリューション事業部長就任<br>2017年4月　同社　取締役執行役員アプリケーション・サービス副事業部門長 兼 CRMソリューション事業部長就任<br>2017年6月　㈱カサレアル　取締役就任（現任）<br>2021年7月　WISESIGHT(THAILAND)Co.,Ltd.,　Director就任（現任）<br>2022年6月　テクマトリックス㈱　取締役常務執行役員アプリケーション・サービス事業部門長 兼 CRMソリューション事業部長就任（現任）<br>2022年10月　Choco Card Enterprise Co.,Ltd., Director就任（現任）<br>2023年4月　TechMatrix Asia Co.,Ltd., Director 就 任(現任)<br>2024年11月　当社　取締役就任（現任） | 0株 |
| | 選任理由及び期待される役割の概要 | 鈴木猛司氏は、テクマトリックス株式会社において取締役常務執行役員を務め、長年CRMソリューション事業を指揮しており、当社がメインターゲットとしているコンタクトセンター業界に関する深い見識を有しております。当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、経営陣から独立した客観的立場から必要な指摘・助言をいただき、当社事業の推進及び業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 吉崎 浩一郎（よしざき こういちろう）<br>(1966年11月28日生)<br>[再任] | 1990年4月　三菱信託銀行㈱（現 三菱UFJ信託銀行㈱）入社<br>1996年7月　日本AT&T㈱ 入社<br>1998年4月　シュローダー・ベンチャーズ㈱ 入社<br>2002年7月　㈱MKSパートナーズ　入社<br>2005年9月　カーライル・ジャパンLLC 入社<br>2009年10月　㈱グロース・イニシアティブ 代表取締役就任（現任）<br>2011年9月　㈱アルフレックスジャパン　取締役就任（現任）<br>2013年11月　㈱海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)　取締役就任<br>2015年9月　㈱イード　取締役就任（現任）<br>2016年2月　クックビズ㈱　取締役就任（現任）<br>2016年7月　ライフスタイルアクセント㈱　取締役就任（現任）<br>2017年2月　グロースポイント・エクイティLLP 代表パートナー就任<br>2017年5月　㈱No.1　取締役就任（現任）<br>2018年8月　㈱ニューズ・ツー・ユーホールディングス取締役就任（現任）<br>2024年11月　当社　取締役就任（現任）<br>2025年6月　沼尻産業㈱　取締役就任（現任） | 5,810株 |
| | 選任理由及び期待される役割の概要 | 吉崎浩一郎氏は、官民ファンドの立ち上げや中堅・成長企業への投資などの豊富な経験から、当社規模の経営支援に関し豊富な知見を有しております。当社は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、経営陣から独立した客観的立場から必要な指摘・助言をいただき、当社事業をさらなる成長軌道に乗せ、また業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。 | |

（注）1．取締役候補者である鈴木猛司氏は、資本業務提携契約先であるテクマトリックス株式会社の取締役であり、当社は同社との間に業務連携体制の構築を進めております。その他の各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

2．鈴木猛司氏、吉崎浩一郎氏は社外取締役候補者であります。なお、両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。

3．当社は吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出てお

ります。

4．当社は、鈴木猛司氏、吉崎浩一郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任に関して、法定の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定です。

5．当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、当社が保険料を全額負担しております。

以上

# 事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

## 1.企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用や所得環境の緩やかな改善がみられるものの、資源価格・物価の上昇、為替相場の変動、及び地政学的リスクに起因する不確実性により、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの経営環境としては、国内企業の人手不足感の高まりやコスト削減への圧力から、コンタクトセンターの効率化及び自動化に向けた投資は堅調に推移いたしました。とりわけ、生成AIや高度な処理能力を持つAIエージェントの登場により、従来の応答自動化にとどまらない複雑な業務の自動完結や高度な顧客対応支援が可能となり、システム刷新及び高度化に向けた市場需要は一層活発化しております。

当連結会計年度の売上高については、当社グループの主要事業であるSaaSサービスは、代理店経由での取引が活性化しチャットソリューションの拡販が進捗したことで、前期比で増加となりました。2026年８月末時点で、当社グループのSaaSプロダクトの契約数は305件（前期比94.7%）と微減となりましたが、新規案件の大型化と既存顧客の追加購入（アップセル/クロスセル）により、契約当たりの平均単価は334千円（前期比39千円増）となり、SaaSサービスの売上高は前期比＋12.4%の成長となりました。プロフェッショナルサービスは、有償カスタマーサクセス案件の獲得が進み、カスタマイズ案件ではオペレーター支援AI機能のMooA導入に伴う複数の開発案件が売上へ寄与しており、プロフェッショナルサービスの売上高は前期比＋19.2%の成長となりました。加えて、当社連結子会社vottiaではコンタクトセンター向けAIエージェントサービスの提供に向けた人員の増加等の先行投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,118百万円（前期比14.2%増）、営業損失は88百万円（前期は営業利益90百万円）、経常損失は104百万円（前期は経常利益81百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は36百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益90百万円）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は690,741千円であり、主な内容はソフトウェアの開発によるものであります。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 財産及び損益の状況

| 区分 | | 第11期<br>(2022年８月期) | 第12期<br>(2023年８月期) | 第13期<br>(2024年８月期) | 第14期<br>(2025年８月期) | 第15期<br>(2026年８月期)<br>当連結会計年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (千円) | 1,569,664 | 1,594,540 | 1,534,111 | 1,854,738 | 2,118,043 |
| 経常利益又は<br>経常損失（△） | (千円) | 173,908 | △152,032 | △361,918 | 81,372 | △104,272 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | (千円) | 126,404 | △182,306 | △731,727 | 90,971 | △36,096 |
| １株当たり当期純利益又は<br>１株当たり当期純損失(△) | (円) | 21.64 | △31.17 | △125.18 | 15.29 | △5.95 |
| 総資産 | (千円) | 2,649,341 | 2,202,819 | 1,963,300 | 2,229,192 | 2,340,423 |
| 純資産 | (千円) | 2,189,635 | 1,940,265 | 1,241,828 | 1,452,846 | 1,482,975 |
| １株当たり純資産額 | (円) | 369.39 | 333.67 | 211.44 | 227.46 | 225.99 |

(注) １．第13期以前の数値は単体数値を記載しております。また、第13期以前の「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」は「当期純利益又は当期純損失(△)」を記載しております。

２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済普通株式数により、１株当たり純資産額は、期末発行済普通株式数により算出しております。

(4) 対処すべき課題

①新技術への対応、開発体制の強化

当社は、生成AIを含めた最先端のAIテクノロジーに対応した新しい製品、機能及びサービスを提供しており、最新のテクノロジーに対応できる開発組織の競争力の維持・向上が経営の重要な課題であると認識しております。そのため、最新テクノロジーの把握、エンジニアスタッフの教育、R&D（研究開発）専門の組織の強化など、技術習得活動、開発活動を強化してまいります。

②顧客ニーズの把握及びそれに応じたサービス設計

当社は、コンタクトセンターをはじめとした当社サービスを利用されるお客様の業務・運用に寄り添い、運用の中で真に効果を発揮するシステムの提供を強みとしております。当社顧客の運用上の課題やニーズを的確に把握し、ニーズに合わせたサービスを提供し続けることは重要な経営課題であると認識しております。運用現場のニーズに基づいたSaaS製品開発や、顧客個別の課題に合わせたカスタマイズ開発、活用深化に向けたカスタマーサクセスでの伴走支援の提供などを通じて、顧客課題の解消と当社サービス利用に対する投資リターンの最大化を目指したサービス設計に取り組んでまいります。

③サービスや顧客属性に応じた販売チャネルの構築

当社は、当社が直接顧客に対して営業を行う直販チャネルの他、BPO事業者やSIerなどのパートナーを通じてサービスを提供する代理店チャネル、パートナーが当社製品を自社ブランドで提供するOEMチャネルといった販売チャネルを有しています。提供するサービスの内容や顧客企業の業種や部門など顧客属性によって強固な接点を有する事業者は様々に異なることから、適切な販売チャネルを構築することが重要であると認識しております。新しい当社サービスの展開に合わせて当該分野において相互に協力関係を築けるパートナーを拡充することで、最適な販売チャネルの構築に取り組んでまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社が継続的な成長を維持するためには、事業拡大だけではなく、コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制、コンプライアンス体制を強化することが重要であると認識しております。そのため経営の公平性、透明性、健全性を確保すべく、社外取締役、監査役監査体制、内部監査、会計監査及び内部統制システムの整備等によりその強化を図ってまいります。

⑤人材の確保、育成について

当社のSaaS製品は自社開発しており、優秀な人材による開発体制が構築できておりますが、今後の事業拡大に向けては、優秀な人材の更なる獲得と育成が必要です。特に技術力のあるエンジニアは採用が困難なため、人事専任者複数名によるチームを設置して、即戦力となる中途採用及び中長期の視点で将来の幹部候補社員を育成していく新卒採用を強化してまいります。また、評価制度、社内キャリアパス制度、定期的な上長との1on1ミーティング制度を整備し、教育研修を充実していくことで人材の育成に努め、生成AIの活用による生産性向上を図り、更なる経営体制の強化に努めてまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| vottia株式会社 | 95,000千円 | 50.00% | CXに関するシステムの企画、開発及び販売 |

③その他の関係会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社への議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| テクマトリックス株式会社 | 1,298,120千円 | 28.23% | ネットワークセキュリティ関連事業・コンタクトセンター業務支援 |

(6) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

CXのブランディング設計。コンタクトセンター向けSaaSプロダクト（モビシリーズ）などのCXソリューションの提供。

(7) 主要な営業所及び工場等（2026年８月31日現在）

本社：東京都品川区

(8) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

| 使用人数 | 前連結会計年度末比 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 107名 | 3名減 | 38.0歳 | 2.91年 |

（注）使用人数は就業人数でありますが、臨時雇用者数10名は含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額（2026年８月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 300,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 112,500千円 |

## 2.株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　20,843,300株

(2) 発行済株式の総数　6,147,434株

(3) 株主数　2,741名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| テクマトリックス株式会社 | 1,717,524株 | 28.18% |
| 長澤　信治 | 377,800株 | 6.20% |
| 阮　明徳 | 372,900株 | 6.12% |
| グローバル・イノベーション・ファンドⅢ | 366,228株 | 6.01% |
| トランス・コスモス株式会社 | 366,228株 | 6.01% |
| 徳山　教助 | 193,000株 | 3.17% |
| 石井　智宏 | 189,748株 | 3.11% |
| 楽天証券株式会社 | 111,700株 | 1.83% |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 97,314株 | 1.60% |
| 大和証券株式会社 | 79,800株 | 1.31% |

（注）1．持株比率は自己株式（52,286株）を控除して計算しております。
2．持株比率は小数点第３位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2025年12月19日付で、次のとおり株式報酬を交付しております。

| 交付対象 | 株式数 | 対象者数 |
|---|---|---|
| 取締役（社外取締役を除く） | 8,140株 | 2名 |
| 社外取締役 | 2,710株 | 1名 |
| 監査役 | 3,900株 | 3名 |

## 3.新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称 | | 第４回新株予約権 | 第６回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 新株予約権の数 | | 2,061個 | 2,928個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式　24,732株 | 当社普通株式　35,136株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | １株当たり　410円 | １株当たり　729円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2019年10月13日から<br>2027年10月12日まで | 2020年５月31日から<br>2028年５月30日まで |
| 新株予約権の主な行使条件 | | （1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。但し、当社若しくは当社関係会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合又は定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。<br>（2）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。<br>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合<br>②禁固以上の刑に処せられた場合<br>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 | （1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。<br>（2）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。<br>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合<br>②禁固以上の刑に処せられた場合<br>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 |
| 役員の保有状況 | 取締役（社外取締役を除く） | 新株予約権の数 2,061個<br>目的となる株式数　24,732株<br>保有者　１名 | 新株予約権の数 2,928個<br>目的となる株式数　35,136株<br>保有者　１名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 |

| 名称 | | 第８回新株予約権 |
|---|---|---|
| 新株予約権の数 | | 8,500個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式　102,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | １株当たり　1,067円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2022年８月16日から<br>2029年８月15日まで |
| 新株予約権の主な行使条件 | | （1）新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日から保有する新株予約権の行使の時点までの間、当社の取締役、監査役、従業員又はアドバイザーの地位になければならない。<br>（2）新株予約権者は、次の事項に該当した場合、本新株予約権を行使することができない。<br>①法令又は当社の社内規定等の内部規律に対する重要な違反行為があった場合<br>②禁固以上の刑に処せられた場合<br>③新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 |
| 役員の保有状況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 8,500個<br>目的となる株式数　102,000株<br>保有者　２名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 －個<br>目的となる株式数　－株<br>保有者　－名 |

（2）当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権に関する重要な事項

・当社の第14回新株予約権の募集について

Ⅰ．新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、2025年10月10日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、以下の発行要項のとおり、有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数6,096,274株（決議日時点）に対して2.0%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

Ⅱ．新株予約権の発行要項

１．新株予約権の数

1,220個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式122,000株とし、下記３．（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個あたりの発行価額は、400円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

３．新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金364円とする。

ただし、本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105％に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。上記に関わらず、以下の場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後修正後行使価額への修正は行わないものとする。

ア　当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高及びEBITDAが、下記(a)から(e)に掲げる条件のいずれかを満たした場合。ただし、本項におけるEBITDAの判定においては、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）上のソフトウェア償却費、減価償却費（のれん償却費を含む）及び株式報酬費用を加算した額とする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

(a) 2026年8月期における売上高が25億円を超過した場合
(b) 2027年8月期における売上高が37億円を超過した場合
(c) 2028年8月期における売上高が55億円を超過した場合
(d) 2029年8月期における売上高が76億円を超過した場合
(e) 2026年8月期から2031年8月期のいずれかの事業年度におけるEBITDAが一

度でも８億円を超過した場合

イ　当社が上場廃止となる企業買収等が行われた場合等、本新株予約権割当日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年10月31日から2032年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、割当日から行使日又は2028年10月31日のいずれか早い方の日まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．新株予約権の割当日

2025年10月31日

5．新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株

予約権の全部を無償で取得することができる。
②新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3．(1) に準じて決定する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3．(2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6．(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3．(3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3．(3) に定める行使期間の末日までとする。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3．(4) に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(8) その他新株予約権の行使の条件

上記３．(6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年10月31日

9．申込期日

2025年10月30日

10．新株予約権の割当てを受ける者及び数

| | | |
|---|---|---|
| 当社取締役 | ２名 | 500個 |
| 当社従業員 | ９名 | 720個 |

## 4.会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年８月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 石　井　智　宏 | vottia㈱　代表取締役社長 |
| 取締役 | 加　藤　建　嗣 | CFO<br>vottia㈱　監査役 |
| 取締役 | 鈴　木　猛　司 | テクマトリックス㈱　取締役常務執行役員アプリケーション・サービス事業部門長 兼 CRMソリューション事業部長<br>TechMatrix Asia Co.,Ltd., Director<br>㈱カサレアル　取締役<br>WISESIGHT(THAILAND)Co.,Ltd.,　Director<br>Choco Card Enterprise Co.,Ltd., Director |
| 取締役 | 吉　崎　浩一郎 | ㈱グロース・イニシアティブ　代表取締役<br>㈱アルフレックスジャパン　取締役<br>㈱イード　取締役<br>クックビズ㈱　取締役<br>ライフスタイルアクセント㈱　取締役<br>㈱No.1　取締役<br>㈱ニューズ・ツー・ユーホールディングス　取締役<br>沼尻産業㈱　取締役 |
| 常勤監査役 | 成　田　芳　生 | ― |
| 監査役 | 髙　松　　明 | ― |
| 監査役 | 青　木　常　子 | ミーク㈱　社外監査役<br>小津産業㈱　社外取締役 |

(注) 1．取締役鈴木猛司及び吉崎浩一郎の両氏は、社外取締役であります。
2．取締役吉崎浩一郎氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3．常勤監査役成田芳生、監査役髙松明及び青木常子の各氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4．監査役成田芳生氏は、主に長年の銀行勤務や上場会社の総務部長、監査室長等幅広い業務を通じて培ってきた豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 会社役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社における全ての取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

・第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針に関する事項

当社の持続的成長及び企業価値向上の実現を図るため、2021年10月26日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

イ　基本方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の報酬額は、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じた固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。

ロ　基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の業容規模や経営内容等を勘案し、取締役個人の担っている職責（当社への経営責任・貢献度等）等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ　業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役含む。）の非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬を採用します。

その内容は事前交付型の譲渡制限付株式とし、毎年取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として株主総会で承認された範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。また、当該譲渡制限付株式の給付期日から取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれも退任（ただし、退任と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除きます。）する日までの間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします。

なお、各取締役に対する譲渡制限付株式報酬（その付与のための金銭報酬債権）の額は、当社における各取締役の職責（当社への経営責任・貢献度等）等を総合的に勘案の上、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が決定するものといたします。

二　金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）の支給割合は、取締役が中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

ホ　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）及び譲渡制限付株式報酬の額を決定することであります。

これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の総額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年

額150,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議しております。また、当該金銭報酬の内枠で、当該定時株主総会において、株式報酬の総額を年額45,000千円以内（うち社外取締役分は年額9,000千円以内）、株式数の上限を年30,000株以内（うち社外取締役分は6,000株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は３名（うち社外取締役は１名）です。

監査役の金銭報酬の総額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。また、当該金銭報酬の内枠で、当該定時株主総会において、株式報酬の総額を年額6,000千円以内、株式数の上限を年4,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 対象となる役員の員数（名） | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
| 取締役 | 3 | 45,392 | 41,400 | − | 3,992 |
| (うち社外取締役) | (1) | (6,397) | (5,400) | (−) | (997) |
| 監査役 | 3 | 12,055 | 10,620 | − | 1,435 |
| (うち社外監査役) | (3) | (12,055) | (10,620) | (−) | (1,435) |
| 合計 | 6 | 57,448 | 52,020 | − | 5,428 |
| (うち社外役員) | (4) | (18,452) | (16,020) | (−) | (2,432) |

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議（当該決議時の取締役の員数は３名、うち社外取締役は１名）されており、当該株主総会後の取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長石井智宏氏が、取締役３名（うち社外取締役１名）の個人別の報酬額を決定しております。また、個人別の報酬額の決定権限を委任した理由は、代表取締役社長石井智宏氏が当社の属する業界に携わってきた経験から、当社の経営内容、取締役の責任・貢献度等を俯瞰して把握しているためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の報酬金額に関する決定書を社外役員が閲覧する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
3．監査役の報酬限度額は、2021年11月29日開催の第10回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議（当該決議時の監査役の員数は３名）されており、当該株主総会後に監査役の協議に一任し、監査役３名の個人別の報酬額を決定しております。
4．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式であります。また、当事業年度における交付状況は、「２．株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5．当事業年度末現在の人員は、取締役４名（うち社外取締役２名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役が１名在任しているためであります。

(5) 社外役員に関する事項

取締役鈴木猛司氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先の内、テクマトリックス㈱と当社は、製品の提供等の継続的な取引関係にあります。

取締役吉崎浩一郎氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

監査役青木常子氏の「取締役及び監査役の氏名等」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 鈴木　猛司 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、主に当社がメインターゲットとしているコンタクトセンター業界に関する深い知見及び同業種における取締役としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。 |
| 社外取締役 | 吉崎　浩一郎 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、主に官民ファンドの立ち上げやベンチャーキャピタルとして培ってきた中堅・成長企業に対する深い知見及び経営者としての豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の経営体制の強化への助言を行いました。 |
| 社外監査役 | 成田　芳生 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、監査役会には、14回中14回出席し、主に上場会社の総務部長、監査室長等幅広い業務を通じて培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。 |
| 社外監査役 | 髙松　明 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中13回、監査役会には、14回中13回出席し、主に公的機関である中央銀行、金融商品取引所及び上場企業の役員として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。 |
| 社外監査役 | 青木　常子 | 当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、監査役会には、14回中14回出席し、主に金融機関、コンサルティング会社、ベンチャーキャピタル及び上場企業の役員として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行い、当社の監査体制強化に適切な役割を行いました。 |

(6) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役鈴木猛司氏は、テクマトリックス株式会社において取締役を務め、長年CRMソリューション事業を指揮しており、その豊富な経験と独立した立場からの助言や実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、当社がメインターゲットとしているコンタクトセンター業界に関する深い見識を活かし、取締役会において当社事業の推進に向けた重要な助言を積極的に行い、また、適宜疑問点を質問し明らかにするなど、経営の効率性と公正性の確保に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。

社外取締役吉崎浩一郎氏は、官民ファンドの立ち上げや中堅・成長企業への投資などの豊富な経験に基づき、当社規模の経営支援に関する深い知見を有していることから、豊富な経験と独立した立場からの助言や実効性ある監督機能が期待されました。当事業年度において同氏は、取締役会において中長期的視点に基づいた重要な助言や、当社事業を更なる成長軌道に乗せるために必要な事業運営に関する助言を積極的に行い、また、適宜疑問点を質問し明らかにするなど、経営の効率性と公正性の確保に寄与しており、その期待される役割を十分に果たしました。

## 5.会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 24,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会が、会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容等を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システム基本方針」を決議し、この基本方針に基づいて内部統制システムを整備するとともに、運営の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部牽制機能が有効に機能していることを確認するために、内部監査を実施しております。監査役会、会計監査人と連携し、監査の実効性を確保しております。

その概要は、以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、ミッションとして掲げた『すべてのビジネスに、一歩先行くCXを。』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。

(2) 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。

(3) 当社は、外部機関、コーポレートディビジョン内に設ける内部通報対応事務局及び監査役を通報窓口とする内部通報制度を制定しており、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守を旨とする当社の健全な経営に資するよう体制を整備しております。

(4) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。

(5) 代表取締役社長は内部監査責任者を指名し、当該内部監査責任者は「内部監査規程」に則り監査を実施し、当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長に報告します。

(6) 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を毎期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。

(7) 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」、「情報管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行い、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
(2) 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内で共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
(2) 取締役及び各部門の責任者である執行役員が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要となる情報の集中を図ります。
(3) 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査役とコーポレートディビジョン長が協議の上、適切な人材を配します。
(2) 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役及び所属上長から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査役とも協議し、必要な場合には監査役から同意を得るものとします。
(3) 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。

6．当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査役の求める事項について報告を行います。また、取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしています。

(2) 監査役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査役への通報の内容については、事務局等の関係機関で行う事実確認、調査及び対応結果の連絡、その他当社のコンプライアンス強化・徹底の目的の範囲内で利用し、通報者本人の同意がない限り、社内外を問わず一切共有公開しないこととし、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としています。

(3) 監査役は、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員と定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、意思疎通を図るものとします。

(4) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。

7．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとします。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査役会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。

(2) 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。

(3) 監査役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や監査法人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築します。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫くことを基本方針とし、対応部門を定め、警察等の関連外部機関と連携して対応してまいります。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．取締役会は、常勤の取締役２名と非常勤取締役２名で構成されております。取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催することになっております。
取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。
当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しております。

2．監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名で構成されております。監査役会は、原則として毎月１回定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会及び戦略決定会議といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。
当事業年度におきましては、監査役会を14回開催しております。

3．当社における内部監査は、他の組織から独立した代表取締役社長の直轄の組織である内部監査室が担当しております。内部監査室は２名の人員体制にて、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。
また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

4．当社は、リスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、全社組織や業務に係る各種規程を整備しております。その上で、社内規程やマニュアルに沿った適正な運用を行っており、内部牽制が組織全体にわたって機能しております。経営を取り巻く各種リスクについては、リスクコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がリスクの洗い出しからリスク対策のモニタリングまで行っており、特に重要なリスク管理は取締役会にて報告され、取締役、監査役による協議を行っております。
当事業年度におきましては、リスクコンプライアンス委員会を半期毎に2回開催しております。

# 連結貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **1,166,420** | **流動負債** | **794,947** |
| 現金及び預金 | 793,447 | 買掛金 | 54,063 |
| 売掛金 | 279,592 | 1年内返済予定の長期借入金 | 350,000 |
| 仕掛品 | 1,463 | 未払金 | 125,823 |
| 貯蔵品 | 54 | 未払法人税等 | 10,881 |
| その他 | 91,863 | 契約負債 | 165,954 |
| **固定資産** | **1,165,608** | 賞与引当金 | 61,834 |
| **有形固定資産** | **100,489** | その他 | 26,390 |
| 建物附属設備 | 101,018 | **固定負債** | **62,500** |
| 工具器具備品 | 55,764 | 長期借入金 | 62,500 |
| 減価償却累計額 | △57,093 | | |
| 建設仮勘定 | 800 | | |
| **無形固定資産** | **963,177** | **負債合計** | **857,447** |
| ソフトウェア | 959,146 | **(純資産の部)** | |
| 商標権 | 4,031 | **株主資本** | **1,377,472** |
| **投資その他の資産** | **101,940** | **資本金** | **458,336** |
| 敷金 | 95,394 | **資本剰余金** | **1,422,872** |
| その他 | 6,545 | **利益剰余金** | **△493,862** |
| **繰延資産** | **8,394** | **自己株式** | **△9,873** |
| 創立費 | 4,188 | **新株予約権** | **415** |
| 開業費 | 4,205 | **非支配株主持分** | **105,088** |
| | | **純資産合計** | **1,482,975** |
| **資産合計** | **2,340,423** | **負債・純資産合計** | **2,340,423** |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **2,118,043** |
| **売上原価** | | **815,539** |
| **売上総利益** | | **1,302,504** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,390,809** |
| **営業損失** | | **88,305** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 2,359 | |
| 雑収入 | 168 | 2,527 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 5,376 | |
| 譲渡制限付株式関連費用 | 6,379 | |
| 本社移転費用 | 2,272 | |
| その他 | 4,466 | 18,495 |
| **経常損失** | | **104,272** |
| **特別利益** | | |
| 新株予約権戻入益 | 258 | 258 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 308 | 308 |
| **税金等調整前当期純損失** | | **104,323** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,253 | 1,253 |
| **当期純損失** | | **105,576** |
| **非支配株主に帰属する当期純損失** | | **69,480** |
| **親会社株主に帰属する当期純損失** | | **36,096** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2025年９月１日残高 | 449,152 | 1,404,843 | △457,766 | △23,137 | 1,373,093 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行（譲渡制限付株式報酬） | 9,183 | 9,183 | | | 18,366 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △36,096 | | △36,096 |
| 自己株式の処分 | | | | 13,263 | 13,263 |
| 自己株式処分差益 | | 8,845 | | | 8,845 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 9,183 | 18,028 | △36,096 | 13,263 | 4,379 |
| 2026年８月31日残高 | 458,336 | 1,422,872 | △493,862 | △9,873 | 1,377,472 |

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 2025年９月１日残高 | 185 | 79,568 | 1,452,846 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行（譲渡制限付株式報酬） | | | 18,366 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | | △36,096 |
| 自己株式の処分 | | | 13,263 |
| 自己株式処分差益 | | | 8,845 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 230 | 25,519 | 25,749 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 230 | 25,519 | 30,128 |
| 2026年８月31日残高 | 415 | 105,088 | 1,482,975 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**

## 1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　　1社

・連結子会社の名称　vottia株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕　掛　品 … 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産 … 定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備　　3年

工具器具備品　　3～10年

無　形　固　定　資　産 … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞　与　引　当　金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは「CX-Branding Tech.」として「すべてのビジネスに、一歩先行くCXを。」というミッションのもと、主にコンタクトセンターに向けてSaaS（Software as a Service）と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供、顧客のROI（Return On Investment、投資収益率）を実現する上で不可欠なコンサルテーションサービス、データ構築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービスを展開しております。これらから発生した収益に係る計上基準は次のとおりであります。

SaaSサービスについては、各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しています。

プロフェッショナルサービスについては、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、履行義務を充足するにつれて顧客が資産を支配することから、顧客との契約期間にわたり、発生原価に基づき開発の進捗度に応じて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短く、金額的重要性が乏しい場合には、重要性等に関する代替的な取扱いに基づき一定の期間にわたり収益を認識せず、履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

また、収益は顧客との契約において約束された金額で測定、対価は履行義務充足時点から主として１年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(5) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び負債の残高は、「5．収益認識に関する注記 (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

**２．連結貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減損損失累計額　　4,482千円

## 3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　6,147,434株

（2）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　492,348株

## 4．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけその流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金及び未払法人税等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務については、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートディビジョンが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレートディビジョンが適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| 敷金 | 77,827 | 70,729 | △7,097 |
| 資産計 | 77,827 | 70,729 | △7,097 |
| 長期借入金 | 412,500 | 412,110 | △389 |
| 負債計 | 412,500 | 412,110 | △389 |

(注)1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

2. 「連結貸借対照表計上額」及び「時価」は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

3. 長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

4. 金銭債権及び敷金の決算日後の償還予定額

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 793,447 | － | － | － |
| 売掛金 | 279,592 | － | － | － |
| 敷金 | － | － | 98,228 | － |
| 合計 | 1,073,039 | － | 98,228 | － |

5. 長期借入金の決算日後の返済予定額

| | １年以内（千円） | １年超５年以内（千円） | ５年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 350,000 | 62,500 | － | － |
| 合計 | 350,000 | 62,500 | － | － |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時間算定に係るインプットを用いて算定した時価。

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上しない金融商品

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 敷金 | － | 70,729 | － | 70,729 |
| 資産計 | － | 70,729 | － | 70,729 |
| 長期借入金 | － | 412,110 | － | 412,110 |
| 負債計 | － | 412,110 | － | 412,110 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

時価は一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を元に割引現在価値法により時価を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

## ５．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

| 財又はサービスの種類 | 当連結会計年度（千円） |
|---|---|
| SaaSサービス | 1,533,705 |
| プロフェッショナルサービス | 584,338 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,118,043 |
| その他の収益 | － |
| 外部顧客への売上高 | 2,118,043 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

| | 当連結会計年度 | |
|---|---|---|
| | 当連結会計年度期首（千円） | 当連結会計年度末（千円） |
| 顧客との契約から生じた債権 | 292,769 | 274,529 |
| 契約資産 | － | 5,062 |
| 契約負債 | 175,885 | 165,954 |

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」であります。

契約資産は、主としてソフトウェア開発等の請負工事契約において、報告期間の末日時点での開発の進捗に基づく 対価に対する権利のうち債権を除いたものであり、開発が完成し、対価を顧客へ請求する時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、契約に基づくサービス提供の履行に先立って顧客から受領した対価に関するものであり、契約に基づき履行した期間にわたって収益に振替えられます。また、期首時点の契約負債のうち、171,661千円は当連結会計年度の収益として計上されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、主に当初に予定される顧客との契約期間が１年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

## 6．１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 225円99銭 |
| １株当たり当期純損失 | 5円95銭 |

## 7．重要な後発事象に関する注記

（資金の借入）

当社は2026年９月11日の取締役会決議に基づき、以下のとおり資金の借入を行いました。

| | |
|---|---|
| (1) 資金使途 | 運転資金 |
| (2) 借入先の名称 | 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 |
| (3) 借入金額 | 300百万円 |
| (4) 借入利率 | 変動金利 |
| (5) 借入実行日 | 2026年９月30日 |
| (6) 借入期間 | ６ヶ月 |
| (7) 担保提供資産又は保証 | 無担保、無保証 |

（第15回新株予約権の発行）

当社は、2026年10月15日開催の当社取締役会において、当社取締役及び当社従業員に対し、第15回新株予約権を発行することを決議しました。

第15回新株予約権

| | |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 1,072個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式　107,200株 |
| 新株予約権の発行価額（円） | １個あたり　500円 |
| 新株予約権の行使価額 | (注) |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額 | ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。<br>②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の割当日 | 2026年11月４日 |
| 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数 | 当社取締役　２名　440個<br>当社従業員　９名　632個 |

| | |
|---|---|
| 新株予約権の行使期間 | 本新株予約権を行使することができる期間は、2026年11月４日から2033年10月31日までとする。 |
| 新株予約権の主な行使条件 | ①新株予約権者は、割当日から行使日又は2029年10月31日のいずれか早い方の日まで継続して、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。<br>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。<br>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。<br>④各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 |

(注)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、本新株予約権の割当日である2026年11月４日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値。以下、「当初行使価額」という。）とする。
ただし、本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下、「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105％に修正される（１円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。
上記に関わらず、以下の場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。

ア　当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高及びEBITDAが、下記(a)から(e)に掲げる条件のいずれかを満たした場合。ただし、本項におけるEBITDAの判定においては、当社が提出した有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された営業利益に当社のキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には連結キャッシュ・フロー計算書）上のソフトウェア償却費、減価償却費（のれん償却費を含む）及び株式報酬費用を加算した額とする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。
(a) 2027年８月期における売上高が28億円を超過した場合
(b) 2028年８月期における売上高が38億円を超過した場合

(c) 2029年８月期における売上高が51億円を超過した場合
(d) 2030年８月期における売上高が70億円を超過した場合
(e) 2027年８月期から2032年８月期のいずれかの事業年度におけるEBITDAが一度でも８億円を超過した場合

イ　当社が上場廃止となる企業買収等が行われた場合等、本新株予約権割当日において前提とされていた事情に重大な変更が生じたと取締役会が判断した場合。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 8．その他の注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **967,764** | **流動負債** | **784,000** |
| 現金及び預金 | 606,624 | 買掛金 | 54,376 |
| 売掛金 | 272,222 | １年内返済予定の長期借入金 | 350,000 |
| 仕掛品 | 1,463 | 未払金 | 121,465 |
| 貯蔵品 | 54 | 未払費用 | 5,757 |
| 前払費用 | 62,202 | 未払法人税等 | 10,591 |
| その他 | 25,196 | 契約負債 | 165,954 |
| **固定資産** | **1,341,535** | 賞与引当金 | 56,344 |
| **有形固定資産** | **100,291** | その他 | 19,510 |
| 建物附属設備 | 101,018 | **固定負債** | **62,500** |
| 工具器具備品 | 55,484 | 長期借入金 | 62,500 |
| 減価償却累計額 | △57,011 | **負債合計** | **846,500** |
| 建設仮勘定 | 800 | **(純資産の部)** | |
| **無形固定資産** | **949,504** | **株主資本** | **1,462,384** |
| ソフトウェア | 945,473 | **資本金** | **458,336** |
| 商標権 | 4,031 | **資本剰余金** | **1,422,872** |
| **投資その他の資産** | **291,739** | 資本準備金 | 1,010,034 |
| 敷金 | 95,394 | その他資本剰余金 | 412,837 |
| 関係会社株式 | 190,000 | **利益剰余金** | **△408,950** |
| 長期前払費用 | 6,345 | その他利益剰余金 | △408,950 |
| | | 繰越利益剰余金 | △408,950 |
| | | **自己株式** | **△9,873** |
| | | **新株予約権** | **415** |
| | | **純資産合計** | **1,462,799** |
| **資産合計** | **2,309,299** | **負債・純資産合計** | **2,309,299** |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **2,088,567** |
| **売上原価** | | **807,223** |
| **売上総利益** | | **1,281,344** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,235,440** |
| **営業利益** | | **45,903** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 1,892 | |
| 業務受託料 | 22,660 | |
| その他 | 168 | 24,721 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 5,376 | |
| 譲渡制限付株式関連費用 | 6,379 | |
| 本社移転費用 | 2,272 | |
| 業務受託費用 | 20,889 | |
| その他 | 1,308 | 36,226 |
| **経常利益** | | **34,398** |
| **特別利益** | | |
| 新株予約権戻入益 | 258 | 258 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 308 | 308 |
| **税引前当期純利益** | | **34,347** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 963 |
| **当期純利益** | | **33,384** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 2025年９月１日残高 | 449,152 | 1,000,851 | 403,991 | 1,404,843 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行（譲渡制限付株式報酬） | 9,183 | 9,183 | | 9,183 |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | |
| 自己株式処分差益 | | | 8,845 | 8,845 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 9,183 | 9,183 | 8,845 | 18,028 |
| 2026年８月31日残高 | 458,336 | 1,010,034 | 412,837 | 1,422,872 |

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | |
| 2025年９月１日残高 | △442,335 | △442,335 | △23,137 | 1,388,524 | 185 | 1,388,709 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行（譲渡制限付株式報酬） | | | | 18,366 | | 18,366 |
| 当期純利益 | 33,384 | 33,384 | | 33,384 | | 33,384 |
| 自己株式の処分 | | | 13,263 | 13,263 | | 13,263 |
| 自己株式処分差益 | | | | 8,845 | | 8,845 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | － | 230 | 230 |
| 事業年度中の変動額合計 | 33,384 | 33,384 | 13,263 | 73,860 | 230 | 74,090 |
| 2026年８月31日残高 | △408,950 | △408,950 | △9,873 | 1,462,384 | 415 | 1,462,799 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

## 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕　　掛　　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産…定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備　　３年

工具器具備品　　３～10年

無 形 固 定 資 産…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞　与　引　当　金…従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は「CX-Branding Tech.」として「すべてのビジネスに、一歩先行くCXを。」というミッションのもと、主にコンタクトセンターに向けてSaaS（Software as a Service）と呼ばれるクラウド環境下で提供される独自ソリューションの提供、顧客のROI（Return On Investment、投資収益率）を実現する上で不可欠なコンサルテーションサービス、データ構築サービス及びカスタマイズ開発サービスなどを含むプロフェッショナルサービスを展開しております。これらから発生した収益に係る計上基準は次のとおりであります。

SaaSサービスについては、各種システムのサービス提供を履行義務として認識しており、当該サービスの提供を通じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

プロフェッショナルサービスについては、ソフトウェア等の開発を履行義務として認識しており、履行義務を充足するにつれて顧客が資産を支配することから、顧客との契約期間にわたり、発生原価に基づき開発の進捗度に応じて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる期間がごく短く、金額的重要性が乏しい場合には、重要性等に関する代替的な取扱いに基づき一定の期間にわたり収益を認識せず、履行

義務を充足した時点で収益を認識しています。
　また、収益は顧客との契約において約束された金額で測定、対価は履行義務充足時点から主として１年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

**２．貸借対照表に関する注記**

（1）有形固定資産の減損損失累計額　　4,482千円

（2）関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 11,246千円 |
| 短期金銭債務 | 313千円 |

**3．損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 　営業収益 | 15,821千円 |
| 　営業費用 | △9,916千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 22,660千円 |

(注)関係会社との営業取引による取引高の営業費用がマイナスとなっているのは、関係会社への出向者に係る人件費等を営業費用から控除しているためであります。

**4．株主資本等変動計算書に関する注記**

（1）当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 52,286株 |

**5．収益認識に関する注記**

　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「5．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | vottia株式会社 | ＡＩプラットフォームの開発、運用 | (所有)直接 50 | 株式出資<br>業務受託<br>役員の兼任 | 増資の引受（注）<br>業務受託 | 95,000<br>22,660 | 関係会社株式<br>未収入金 | 190,000<br>3,043 |

(注)　子会社が行った増資を引き受けたものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 135,308千円 |
| 減価償却超過額（減損損失を含む） | 49,030千円 |
| 賞与引当金 | 17,759千円 |
| 未払事業税 | 3,793千円 |
| 株式報酬費用 | 13,077千円 |
| フリーレント賃借料 | 12,542千円 |
| 敷金償却 | 893千円 |
| 繰延税金資産小計 | 232,405千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △135,308千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △97,097千円 |
| 評価性引当額小計 | △232,405千円 |
| 繰延税金資産合計 | －千円 |

## 8. １株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 239円93銭 |
| １株当たり当期純利益 | 5円51銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

（資金の借入）

概要は連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

（第15回新株予約権の発行）

概要は連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりです。

## 10. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

モビルス株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 橋　本　民　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊　藤　健　一 |

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モビルス株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モビルス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

モビルス株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 橋　本　民　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊　藤　健　一 |

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モビルス株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第１５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画書等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画書等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２６年１０月２３日

モビルス株式会社　監査役会

常勤監査役　成田　芳生　㊞

監査役　髙松　明　㊞

監査役　青木　常子　㊞

（注）監査役成田芳生、高松明および青木常子は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

# 第15回定時株主総会会場ご案内図

**【会場】東京都港区高輪四丁目10番８号　京急第７ビル３階**
**ビジョンセンター品川　307会議室**




※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**【最寄駅】ＪＲ各線　「品川駅」　高輪口より　徒歩約３分**
**京急本線　「品川駅」　高輪口より　徒歩約３分**